平成２４年（フ）第９８９１号
茨城県牛久市中央５丁目12番地14
債務者　株式会社システムフロント
代表者代表取締役　谷中田昇一
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　　賢
4　破産債権の届出期間　平成24年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０９号
神奈川県秦野市堀川128番地11
債務者　有限会社コンピュータテクニカルサービス
代表者取締役　水沼　美紀
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪之上克巳
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５３０号
名古屋市瑞穂区鍵田町１丁目43番地
債務者　株式会社白鳥運輸
代表者代表取締役　奥田　　透
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鋤柄　　司
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前10時35分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９４１号
東京都豊島区池袋２丁目53番13号
債務者　株式会社旅太郎
代表者代表取締役　宍戸　明博
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝野めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成24年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８３２号
東京都渋谷区本町１丁目29番14号
債務者　株式会社カラーフィールド
代表者代表取締役　佐久間達也
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　大三
4　破産債権の届出期間　平成24年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２６号
大阪府吹田市江坂町１丁目13番38―1102号
債務者　株式会社幸福舎
代表者代表取締役　土井　　治
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　誠也
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８号
最後の住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉４丁目10番20号
債務者　亡大濱美代子相続財産
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成24年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後４時
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４２３号
札幌市手稲区星置１条３丁目４番16―305号
債務者　長谷川集一
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２４号
札幌市手稲区星置１条３丁目４番16―305号
債務者　長谷川玉江
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６３８号
札幌市中央区南９条西14丁目２番14号　横井荘２階Ａ号
債務者　中井　義幸
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６４号
札幌市西区八軒３条東４丁目７番１―407号
債務者　大江　　譲
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７５号
札幌市清田区真栄１条２丁目４番１―203号
債務者　赤坂　　廣
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１０号
札幌市白石区菊水２条３丁目２番20―305号
債務者　左近　雅志
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７６１号
札幌市豊平区月寒東４条19丁目３番５号
債務者　西尾　智子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７８７号
北海道千歳市旭ケ丘４丁目６番６号
債務者　小澤　勝広
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２１号
札幌市東区北20条東２丁目２番14―208号
債務者　池辺　　献
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部